○経済産業省告示第五十九号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準（平成二十二年経済産業省告示第二百三十九号）の全部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十八日　　経済産業大臣　世耕　弘成

非化石エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断の基準

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号。以下「令」という。）第５条第２号に規定する事業を行う者であるガス事業者（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第２項に規定するガス小売事業者及び同条第６項に規定する一般ガス導管事業者をいい、小売供給を行う事業を営む者に限る。以下同じ。）について、法第５条第１項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

１．非化石エネルギー源の利用の目標

ガス事業者は、平成30年において、一般ガス導管事業者及びガス事業法第２条第８項に規定する特定ガス導管事業者の供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たす令第４条第７号に規定するバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）の80％以上を利用することを目標とする。

２．推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

①　ガス事業者は、下水汚泥、食品廃棄物等から発生するバイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を製造し、及び供給するため、定期的に、バイオガスの発生源及び発生量等の調査を行うこととする。

②　ガス事業者は、前号の調査により判明したバイオガスを利用するための技術的評価並びに経済性及び環境性の評価を実施し、その利用可能性を検証することとする。

③　ガス事業者は、バイオガスの調達に当たり、ガスの組成や受入条件、保安等の調達に係る条件を定め、公表することとする。

④　ガス事業者は、バイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を供給するための品質確保のため、計量、性状等に係る分析等の手法の確立に取り組むこととする。

○経済産業省告示第六十号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第九条第一項の規定に基づき、化石エネルギー原料の有効な利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準（平成二十二年経済産業省告示第二百四十一号）の全部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十八日　　経済産業大臣　世耕　弘成

化石エネルギー源の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第２条第８項に規定する特定燃料製品供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第６条第１号に規定する事業を行う者であるガス事業者（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第12項に規定するガス事業者をいう。以下同じ。）について、法第９条第１項の規定に基づき、化石エネルギー原料の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

１．化石エネルギー源の有効な利用の目標

ガス事業者は、可燃性天然ガス製品の原料である液化天然ガスの有効な利用を図るため、液化天然ガスの貯蔵等にあたって発生するボイル・オフ・ガス（液化天然ガスを貯蔵し、可燃性天然ガス製品を製造するまでの過程において、外部からの熱により自然に発生する可燃性天然ガスをいう。以下「ＢＯＧ」という。）の着実な利用の維持及び向上を図り、平成32年における通常運転時に発生するＢＯＧの利用率を概ね100％とすることを目標とする。

２．目標を達成するために計画的に取り組むべき措置

ガス事業者は、圧縮機や再液化設備の利用等により、ＢＯＧの回収及び利用を実施することとする。

○環境省・経済産業省告示第二号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行に伴い、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十七年環境省・経済産業省告示第十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十八日　　経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

別表第２中「第21条の２第１項、第30条第１項、第54条第１項、第57条の３第１項、第69条の２第１項、第88条、第96条の２、第97条の８、第99条及び第110条の２」を「第18条第１項、第23条第１項、第47条第１項、第51条第１項、第79条第１項、第91条第１項、第105条第１項、第110条第１項（第131条第１項の規定において準用する場合を含む。）、第127条第１項、第145条第１項、第161条第１項、第166条第１項、第183条第１項（第206条の規定において準用する場合を含む。）及び第195条第１項」に改める。

第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日

発行所　東京都港区虎ノ門二丁目四番地五　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294
定価　一カ月八四一円（本体七五二円）　本号一部八四〇円（本体七六三円）　（配送料別）